

# 国民健康保険からのお知らせ

こんなときには14日以内に手続きを

**国民健康保険に入るとき**  
状況と手続きに必要な持ち物

- ・他の市町村から転入してきたとき 印鑑、前年の所得がわかるもの、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・職場の健康保険をやめたとき 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・職場の健康保険の被扶養者から外れたとき 印鑑、被扶養者から外れた証明書、年金証書（65歳未満の年金受給者のみ）
- ・子どもが生まれたとき 印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書
- ・生活保護を受けなくなったとき 印鑑、生活保護廃止決定通知書
- ・外国籍の方が加入するとき 印鑑、在留カードなど

※国民健康保険は届け出が遅れても加入できますが、国民健康保険税は資格取得日までのかぼつて課税されます。また、資格取得日から届出日までの医療機関受診について保険が適用されないことがあります。

**国民健康保険をやめるとき**  
状況と手続きに必要な持ち物

- ・他の市町村に転出するとき 印鑑、被保険者証
- ・職場の健康保険に加入したとき 印鑑、国民健康保険と職場の両方の健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険の被扶養者になったとき 印鑑、国民健康保険と職場の両方の健康保険被保険者証
- ・国保の被保険者が死亡したとき 印鑑、被保険者証、喪主または施主の預金通帳
- ・生活保護を受けるようになったとき 印鑑、被保険者証、

生活保護開始決定通知書

※国民健康保険をやめるときは、郵送での手続きも可能です。詳しくはお問い合わせください。

## その他

状況と手続きに必要な持ち物

- ・退職者医療制度の対象になったとき 印鑑、被保険者証、年金証書

退職者医療制度は、会社などに勤めていた方が、退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることにより国民健康保険の医療費が増大することを是正するための制度です。

この制度が適正に適用されなければ、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、余分な国民健康保険税負担につながりますので、未届けの方は届け出をお願いします。

▼対象 国民健康保険に加入している65歳未満の方で、被用者年金（厚生年金・共済年金など）の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある年金受給者（受給資格のある方）およびその被扶養者

- ・同じ市町村内で住所が変わったとき 印鑑、被保険者証

たとき 印鑑、被保険者証

- ・世帯が分かれたり、一緒になったとき 印鑑、被保険者証
- ・世帯主や氏名が変わったとき 印鑑、被保険者証
- ・被保険者証をなくした、汚れて使えなくなったとき 印鑑
- ・病院などの施設入所のため他の市町村に転出し、病院などの施設に住所を定めたとき 印鑑、被保険者証、転出先の住民票、施設の入所証明書
- ・40歳〜64歳の方が、介護保険が適用除外となる施設に入所するとき 印鑑、入所証明書
- ・修学のため市外に転出し、学

生用被保険者証の交付手続きをするとき 印鑑、被保険者証、在学証明書または学生証、合格通知書など

- ・卒業・退学し、引き続き市外に住むもしくは社会保険に加入し、国民健康保険の資格喪失手続きをするとき 印鑑、被保険者証、退学した場合は退学証明書（在学期間がわかる証明書）、職場の健康保険に加入した場合はその保険証など
- ・卒業・退学して登別市に再転入し、通常の被保険者証の交

付手続きをするとき 印鑑、学

生用被保険者証

※国民健康保険被保険者証の交付には、本人確認が必要となりますので、運転免許証など身分証明書（顔写真付きの証明書がない場合は氏名確認ができるものを2種類）をお持ちください。

※本人・同世帯の家族以外の方が手続きする際には委任状が必要です。

## 非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減措置

勤務先の倒産や解雇などでやむをえず離職し、雇用保険を受給する方の国民健康保険税を軽減します。

▼内容 給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定

▼持ち物 雇用保険受給資格者証と世帯主（申告者）の印鑑  
※雇用保険受給資格者証をお持ちでも、軽減の対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 問い合わせ

国民健康保険グループ

(☎851771)

# こんなときには国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方の方は、国民年金に加入することになっています。

国民年金の加入種別は、結婚や、本人や配偶者の就職・転職などで変わることがあり、その場合は手続きが必要です。

手続きをしなかった場合、基礎年金(老齢・障害・遺族)を受け取れなくなることもありますので、必ず手続きをしましょう。

## 加入の種別

### ●第1号被保険者

自営業者や学生など

### ●第2号被保険者

厚生年金や共済年金の加入者

### ●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入が一定額を超えない方)

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき		
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎<sup>05</sup>2137)

## 新たな行財政改革プランと実施計画について 皆さんの意見を募集します

登別市行財政改革プラン2014(案)と登別市行財政改革実施計画(案)がまとまりましたので、パブリックコメント制度に基づき、皆さんの意見を募集します。

◆**同プラン・計画の目的** 『協働によるまちづくりの推進』『堅実な行政運営の推進』『健全な財政基盤の確立』に取り組み、行財政の効率化を図ることで、一定水準の行政サービスを確保することを目的とします

◆**資料の閲覧** 市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センターで閲覧できるほか、市ホームページにも掲載しています

◆**応募期限** 3月31日(月)

◆**意見の提出方法** 各閲覧場所に備え付けの専用紙、または任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送またはファクス、Eメールで人事・行政管理グループ(〒059-1870-1中央町6丁目11、☎<sup>05</sup>1108、Eメール:gyoukan@city.noribetsu.jp)に提出するか、各閲覧場所備え付けの『意見箱』に投函してください

※電話や来庁による口頭での意見はお受けできませんのでご了承ください。

◆**意見に対する回答** 寄せられた意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載するとともに、各閲覧場所に閲覧用ファイルを備え付けます。なお、意見を提出した方に対して個別の回答は行いません

問い合わせ 人事・行政管理グループ (☎<sup>05</sup>1132)